

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月二十二日

奈良県人事委員会委員長 音 田 昌 子

#### 奈良県人事委員会規則第八号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成四年三月奈良県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の三の次に次の一条を加える。

**第二条の四** 前条の規定は、条例第二条の四第二号の人事委員会規則で定める場合について準用する。この場合において、「一歳到達日」とあるのは「一歳六か月到達日」と読み替えるものとする。

第三条の二第一項中「掲げる場合」の下に「又は第二条の四の規定に該当する場合」を加える。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。